

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について (対象：個人のお客さま)

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)の盗難およびインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準に基づき補償を行わせていただきます。

※「お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合」に該当する場合には、被害者の全額または一部について補償しかねる場合がありますので、十分ご注意ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失の場合	過失があった場合	故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償	原則として被害額の75%を補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
補償のためにお客さまにご協力いただく事項	①被害に気付かれた後、当金庫への速やかな通知していただくこと ②当金庫の調査に対し、十分なお説明がいただけること ③偽造キャッシュカード被害の場合は、警察署へ被害届を提出し捜査に協力されていること 盗難キャッシュカード被害の場合は、警察署へ被害届を提出しその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと		

盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失の場合	過失があった場合	故意または重大な過失があった場合
盗難通帳(証書)被害	原則として被害額の全額を補償	原則として当金庫所定の割合により補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
インターネットバンキング被害	原則として被害額の全額を補償	被害に遭われた状況を踏まえ、個別に補償の判断をさせていただきます	
補償のためにお客さまにご協力いただく事項	①被害に気付かれた後、当金庫への速やかな通知していただくこと ②当金庫の調査に対し、十分なお説明がいただけること ③盗難通帳(証書)被害の場合は、警察署へ被害届を提出しその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと インターネットバンキング被害の場合は、警察署へ被害届を提出し捜査に協力されていること		

偽造・盗難キャッシュカード被害に係る過失基準等

「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
(1) 他人に暗証番号を知らせた場合※ (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合※ (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません	(1) 次の①または②に該当する場合 ①生年月日、自宅住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証など)とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する場合 ①暗証番号の管理 (ア)生年月日、自宅住所・地番・電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合 (イ)暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 ②キャッシュカードの管理 (ア)キャッシュカードを入れた財布などを、第三者に容易に奪われる状態においていた場合 (イ)酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合 (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難通帳(証書)被害に係る過失基準等

「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
(1) 他人に通帳(証書)を渡した場合※ (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合※ (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパーなどに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません	(1) 通帳(証書)を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合 (2) 届出印の印影が押印されていた払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管していた場合 (3) 印鑑を通帳(証書)とともに保管していた場合 (4) その他(1)～(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

インターネットバンキング被害に係る過失基準等

被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。(パスワード・ご契約者カードは重要な情報ですので厳重な管理をお願いいたします)。

盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点

(1) 盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)、インターネットバンキング被害の補償対象となる期間は、当金庫に通知が行われた日から遡って原則 30 日までです。
(2) お客さまの配偶者、二親等以内の親族、同居の親族等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。

詳細につきましては、営業店窓口までお問い合わせください。



令和3年4月現在